

伊予市新型コロナウイルス感染症対策 雇用調整助成金活用促進補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、従業員を休業させ、雇用の維持を図った事業者に対し、国が実施している雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士に委託した場合に、その費用の一部を国・県に上乗せして補助します。

補助対象者

次のすべてを満たす方

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小事業者
- (2) 国の雇用調整助成金の支給決定を受けていること
- (3) 市税を完納していること

補助対象期間

令和3年3月1日（月曜日）から令和3年12月31日（金曜日）まで

補助金額

1事業者につき**上限10万円**（補助率10/10）

申請受付期間

令和3年5月20日（木曜日）から令和4年1月31日（月曜日）まで

申請等書類

- (1) 交付申請書
- (2) 国からの雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- (3) 雇用調整助成金申請において提出した支給申請書または支給要件確認申立書の写し（社会保険労務士の記載のあるもの）
- (4) 社会保険労務士の領収書（雇用調整助成金申請経費と記載のあるもの）
- (5) 振込先の分かるもの（預金通帳等）の写し（通帳表紙と2ページ目）
- (6) 市税完納証明書

申請・問い合わせ

伊予市商工会議所（Tel.089-982-0334）